

第13

年金に関する届出

年金を定期支給期月に遅滞なく受けるためには、毎年届出が必要なものや、一身上に異動があったとき、または金融機関や住所等に変更があったときに、必ず届け出ていただく用紙があります。

このうち、毎年届出が必要な用紙については、所定の時期に連合会から送付しますが、一身上に異動があったとき、または年金の受取口座を変更するときに必要な用紙は、連合会または他の実施機関（年金事務所等）から取得いただき、所要事項を記入のうえ、必要書類を添付して速やかに提出してください。

なお、届出用紙の提出は連合会だけでなく、他の実施機関（年金事務所等）でも受け付けます。

届出用紙は、KKR ホームページ（<https://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/>）からもダウンロードができますので、どうぞご利用ください。

1 毎年届出が必要な用紙(連合会から送付します)

年金額に加給年金額が加算されている方

届出用紙	連合会からの用紙の送付時期	提出期限	内 容	注意事項
加給年金額対象者にかかる届出	誕生月の前月下旬	誕生月の末日	加給年金額対象者の現況の確認	提出期限までに提出がない場合は、加給年金額の支給を一時見合わせるようになりますので、必ずご提出ください。

※この届出はKKR年金スマートサービスの電子申請による手続きが可能です。
スマートサービスは129頁をご覧ください。

2

一身上に異動があったとき

異 動 の 事 由	届 出 用 紙	添 付 書 類
○公務員として再就職したとき	再就職届	年金証書
○受給権者が所在不明となったとき	年金受給権者 所在不明届	年金証書
○加給年金額の加算の対象となっている配偶者 や子に次のような異動があったとき ①死亡したとき ②受給権者によって生計が維持されなくなったとき ③配偶者が離婚または婚姻の取消しをしたとき ④子が受給権者の配偶者以外の方の養子となったとき ⑤養子縁組による子が離縁したとき ⑥子が婚姻したとき ⑦配偶者が、老齢厚生年金(単独または複数の老 齢厚生年金の算定基礎期間が合算して240月 以上)の決定を受けたとき、または、障害厚生年 金、障害基礎年金を受けたとき	加算額・ 加給年金額 対象者不該当届 老齢・障害給付 加給年金額 支給停止事由 該当届	必要ありません。

※受給権者が死亡したときは、連合会に電話または文書でご連絡ください。
連合会より手続きに必要な書類を郵送いたします。

3

年金の受取口座などに変更があったとき

変更の事由	届 出 用 紙	添 付 書 類
○受取金融機関を変更したとき	年金受給権者 受取機関変更届	通帳等の写し(注)
○受給権者が氏名を改めたとき	年金受給権者 氏名変更届	年金証書

※この届出はKKR年金スマートサービスの電子申請による手続きが可能です。
スマートサービスは129頁をご覧ください。

(注) 年金の振込先として公金受取口座を希望される場合に限り、通帳等の写しの添付が不要となります。

＜住所の変更について＞

転居したときや住所表示の変更があったときは、連合会において定期的に「住民基本台帳ネットワークシステム」より住民票の情報を取得するため、届出は原則不要です。

ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方や住民票の住所にマンション名や部屋番号がない方などは「年金受給権者住所変更届」の提出が必要です。